

## 橋本市運動公園フリーマーケット 出店者募集要項

1. 開催日 令和7年4月27日(日) 10:00~15:00  
※雨天時は主催者判断により中止いたします。
2. 場所 サカイキャニングスポーツパーク橋本市運動公園 プール前の園路
3. 主催 公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社
4. 募集数 50区画 ※サイズ・場所等は別紙図面で確認してください。  
※今回はキッチンカーの出店も募集しています(2店のみ)
5. 出店料 1,200円~2,200円(清掃協力金を含む)
6. 申込期間 **3月10日(月)~3月31日(月)**の間に Google フォームからお申込みください。  
申込期間終了後、事務局にて抽選のうえブース位置を決定します。  
※お申込み時に希望ブース位置を記載していただきます。  
※運動公園テニスコート管理棟へ直接または FAX(33-2324)申込みも可能です。  
※申込者が実際に出店しない名義貸しは厳禁とします。
7. 抽選方法 市内優先枠を20とし、先に市内在住者のみ抽選し20枠を決定し、残り30枠は市外在住者も含めて抽選し決定します。抽選の結果はメールにてお知らせします。申し込みは18歳以上の方でお願いします。



申込みフォームQRコード

出店にあたっての注意事項	
出店品目について	コピー商品、偽ブランド品、医薬品、危険物など法律に反するもの、及び衛生上問題があるもの等は出品できません。 別紙の出店品目についての注意書きもお読みください。 開催中に上記違反品を発見した場合は、速やかに撤去していただきます。 会場内にテント・敷物・電気設備等はありません。発電機の持ち込み不可。 持ち込みテントは、風で飛ばないように錘等の対策をお願いします。
搬入について	搬入は当日 朝7時30分~9時30分をお願いします。 会場内への車両の出入りは、9時30分までに完了してください。 9時30分以降は園路への車両の出入りを禁止します。 出店者車両をブース内に留置きされる場合、搬出は午後3時~4時となります。 ブース内に留置きされない車両は9時30分までに駐車場へ移動してください。
出店料の支払いについて	抽選で出店が確定した日から7日以内に、直接又は振込によりお支払いください。 振込先：紀陽銀行 橋本支店 普通預金 712887 名義：公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社 フリガナ：ザイノリトシブノカスポ-ツシヨウカクシャ ※振込手数料はご負担ください
その他	いただいた出店料は、広告宣伝費、会場の占有使用料等の経費に充てさせていただきます。天候の状況により、中止させていただく場合があります。 天候やその他不可抗力により開催中止となった場合は返金させていただきますが、申込後の自己都合によるキャンセルについては一切返金できません。(出店料は出店確定後7日以内にお支払いください。) 開催当日の正午12時を過ぎてから中止となった場合は『開催成立(=早期終了)』となり、出店料の返金はいたしません。

# 橋本市運動公園フリーマーケット 出店申込書 (FAX・事務所申込用)

グーグルフォームで申し込みができない方はこちらの申込書に記入し提出してください

⇒FAX 番号 (0736) 33-2324

申込受付日： 月 日		受付No.	決定ブースNo.
ふりがな		ふりがな	
申込者 氏名		団体名 店舗名	
住所 連絡先	〒	電話(自宅) 携帯電話	
連絡用メールアドレス	@		

出店内容 ※○印をつけてください

<input type="checkbox"/>	衣料品	<input type="checkbox"/>	おもちゃ
<input type="checkbox"/>	日用雑貨 【具体的に：		】
<input type="checkbox"/>	手作り雑貨【具体的に：		】
<input type="checkbox"/>	食料品【具体的に：		】
<input type="checkbox"/>	農産物【具体的に：		】
<input type="checkbox"/>	その他【具体的に：		】

希望ブース位置 ※○数字をつけてください (第1希望①、第2希望②、第3希望③…)

<input type="checkbox"/>	Aゾーン	No.1 ~No.2	テニスコート L 前の芝生
<input type="checkbox"/>	Bゾーン	No.3 ~No.5	修景池前
<input type="checkbox"/>	Cゾーン	No.6 ~No.13	50m プール前園路
<input type="checkbox"/>	Dゾーン	No.14~No.21	プール駐車場空き地 (未舗装)
<input type="checkbox"/>	Eゾーン	No.22~No.29	流水プール側歩道
<input type="checkbox"/>	Fゾーン	No.30~No.38	流水プール向かい西側歩道
<input type="checkbox"/>	Gゾーン	No.39~No.44	プール管理棟向かい西側歩道
<input type="checkbox"/>	Hゾーン	No.45~No.50	ミニブース (未舗装) @1200 円

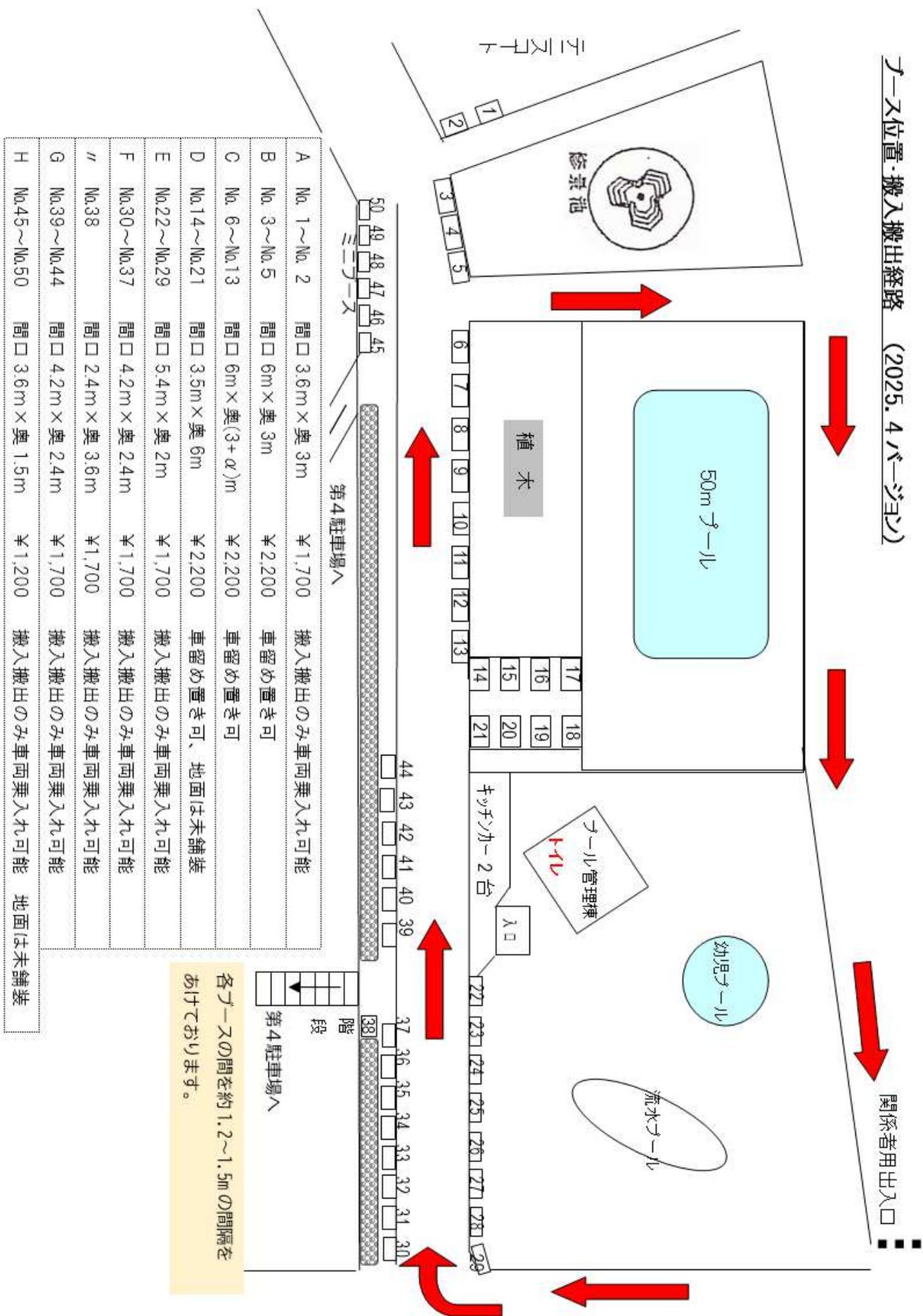
搬入車両

車種・色 (例:トヨタ・白)	車両ナンバー (例:和歌山も1234)
-------------------	------------------------

【フリーマーケット出店品目についての注意事項】

① 手作り食品	○	食品衛生法に基づき保健所の許可が必要。作る人物（食品衛生管理者）作る場所の許可（自宅キッチン不可）が必要ですので、出店者自身が責任を持ち、法令遵守したうえで販売してください。
② お酒類	○	『継続的な販売』に該当する場合は、酒類販売業免許が必要ですが、自宅保管の不要な酒類を一時的に売る行為は問題ありません。その場でコップに注いで試飲する行為は禁止します。
③ 農作物	○	野菜や果物の販売に特別な許可は必要ありません。ただし、手を加えて、その場で食べられる状態にして販売する場合は①と同様です。
④ 医薬品	×	薬事法の規制対象ですので禁止です。
⑤ 医薬部外品 化粧品	○	容器のまま売る分は問題ありませんが、別の容器に移し替えて販売することは禁止です。
⑥ 手作り石鹸	×	保管方法・期間により成分が変化し、使用者に害を与える危険があるため、薬事法の規制対象となり、製造・販売にあたっては厚生労働大臣の許可が必要です。
⑦ タバコ	×	「たばこ事業法」に基づき財務大臣（財務局長）の許可が必要です。
⑧ 金券・古銭	×	個人がフリマで金券ショップを開店することはできません。
⑨ 動物・ ペット類	×	哺乳類、鳥類、爬虫類に属するものを販売するには「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、各都道府県知事へ保健所を通して動物取扱業の届出が必要です。届出があっても、衛生上の問題があるので当フリーマーケットでは禁止とします。
⑩ 昆虫類・ メダカ	△	法的規制はありませんが、衛生上問題があると主催者が判断した場合は販売禁止とします。
⑪ ジャンク品 （故障品）	△	不具合箇所を事前に購入者に説明して了解を得たうえで、販売してください。クレームがあった場合は出店者で対処してください。
⑫ 整体 マッサージ	×	国家資格と営業許可が必要です。また、運動公園フリーマーケットの企画意図に反するため不可とします。
⑬ リラクゼーション、 ネイル	×	法的規制はなく、他のフリマで実施可能なところもありますが、運動公園フリーマーケットの企画意図に反するため不可とします。
⑭ 占い	×	法的規制はなく、他のフリマで実施可能なところもありますが、運動公園フリーマーケットの企画意図に反するため不可とします。
⑮ 音楽演奏	△	演奏に対して金銭をもらう行為は禁止とします。周りの迷惑にならない程度のものを無償で行う場合は、事前に主催者に相談して許可を得てください。

ブース位置・搬入搬出経路 (2025.4バージョン)



## 橋本市運動公園フリーマーケット キッチンカー出店者募集要項

橋本市運動公園にて毎年恒例の春のフリーマーケットを開催します。

同会場にてキッチンカーを出店し、来場者の皆さんにPRしませんか♪

下記熟読の上、お申込ください。

### 【日時・場所】

開催日：令和7年4月27日（日） ※雨天の場合中止します

販売時間：10時00分～15時00分

開催場所：橋本市運動公園プール前（橋本市北馬場454）

主催：橋本市文化スポーツ振興公社（橋本市運動公園事務所）

参考：飲食店舗以外の一般出店50店舗 来場者 約500人



### 【概要】

応募期間：令和7年3月10日（月）～3月31日（月）

申込方法：WEBフォーム（右記QRコード参照→）

募集数：キッチンカー2店

出店料：1,000円（出店決定後一週間以内に直接又は振込にてお支払いください）

振込先：紀陽銀行 橋本支店 普通預金712887

募集区画：間口5m×奥行2m程度

出店決定通知：抽選後メールにて通知

※募集が上回った場合は、主催者にて抽選します（橋本市内の方を優先します）

搬入・搬出について

搬入は当日 朝7時30分～9時30分をお願いします。9時30分を過ぎると、園路内は車両の通行ができません。搬出は午後3時00分～4時00分となります。

開催中止等に関して

天候の状況により、中止させていただく場合があります。

天候やその他不可抗力により開催中止となった場合は返金させていただきますが、申込後の自己都合によるキャンセルについては一切返金できません。

開催当日の正午12時を過ぎてから中止となった場合は『開催成立(=早期終了)』となり、出店料の返金はいたしません。

【出店決定後提出書類】（出店決定後一週間以内に必ず提出してください。）

- ・誓約書（様式1）
- ・食品衛生法に基づく営業許可証（写し）
- ・食品衛生責任者証（写し）
- ・生産物賠償責任保険（PL保険等）証券（写し）
- ・車検証（写し）

## 【出店資格】

次に掲げる全てを満たす者であること。

- ① 当該施設地域（橋本地域）で営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有すること。
- ② 出店期間において営業許可証の期限が有効であること。
- ③ 次に掲げる者は出店できない。
  - ・ 未成年者
  - ・ 社会問題を起こしている業種又は者
  - ・ 市税を滞納している者
  - ・ 集团的または常習的に暴力不法行為を行う恐れがあると認められる者
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者である者
- ④ 前各号に掲げるもののほか、主催者が不相当と認める業種及び者
- ⑤ 次に掲げる飲食物等は出店できない。
  - ・ 酒類、紙パック、ペットボトル、缶類は不可
  - ・ 公序良俗に反する商品又は法律で禁止されている商品、並びに不適切な商品、サービスを提供する者
  - ・ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれがあるもの
  - ・ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
  - ・ 前項に掲げるもののほか、主催者が不適切と判断した商品を出店するもの

## 【注意事項】

- ① 水や電気の利用は出店者側で用意すること。
- ② 施設内で排水はできないため、ゴミと一緒に持ち帰ること。
- ③ 店の意匠や販売員の服装が広場の景観と著しく不調和でないこと。
- ④ 出店箇所付近にゴミ箱を設置し、ゴミは全て事業者で持ち帰り、適切に処分すること。
- ⑤ イベント終了後は、広場内を巡回しゴミを回収・処分すること。
- ⑥ イベント終了後は、出店箇所の清掃を行い、原状回復すること。
- ⑦ 火気を使用する場合は、業務用消火器(10 型)を準備し、防火対策すること。
- ⑧ 搬入搬出時は、公園利用者に十分注意すること。
- ⑨ 法令が定める申請・届出や資格者の設置は出店者の責任と負担で必ず実施すること。
- ⑩ 食品等を扱う場合は、食品衛生法等の規定及び基準を守り、適正に販売すること。
- ⑪ 食品等を扱う場合は、食中毒防止のため、衛生・安全等に対して万全の態勢を整えること。
- ⑫ 食品等を扱う場合は、食品衛生責任者の氏名を、販売所等の見やすい場所に掲示すること。

- ⑬ 食物アレルギーの対策として、アレルゲン食品の表示を行うこと。
- ⑭ 許可内容と関係のない広告等は掲示しないこと。
- ⑮ 車止めなどで車両を固定すること。
- ⑯ 拡声器等を利用した呼び込み、周りの迷惑になる大きさの BGM の使用は禁止する。
- ⑰ 発電機を使用する場合は、騒音対策を行うこと。
- ⑱ 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を速やかに主催者に報告すること。
- ⑲ 出店者は、広場施設・第三者への損傷及び提供する飲食物の食中毒等による損害賠償等について責任を持って対処すること。
- ⑳ 出店物の盗難、破損及び紛失について、主催者側は一切責任を負わない。
- ㉑ 出店者は、売上状況や主催者側が実施するアンケートに協力すること。
- ㉒ 主催者の運営方針に反する行為やトラブル等があった場合、許可を取り消す場合がある。
- ㉓ 地震、警報発令時等、又は偶発的事象によるものである場合には、出店について指示することがある。

※その他、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令に定めるところによるもののほか、主催者と出店者の協議の上処理するものとする。

#### お問い合わせ

公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社

橋本市運動公園事務所（担当 中道・小林）

Tel0736-33-1866 メール [bunsupo-sports@coral.cypress.ne.jp](mailto:bunsupo-sports@coral.cypress.ne.jp)

## 誓約書

橋本市運動公園における出店事業者募集要領の内容を理解し、次の事項を厳守することを誓約します。

1. 橋本市運動公園の運営方針に対し誠意をもって対応します。
2. 指定された区域以外での出店は行いません。
3. 公園施設内で排水は行いません。
4. 食品等を扱う場合は、食品衛生法等の規定及び基準を守ります。
5. 申請書記載以外の商品等は販売しません。
6. 公園利用者の安全に配慮します。
7. 出店により出たゴミについては責任をもって必ず持ち帰ります。
8. 営業時間終了後は、周囲を巡回しゴミを回収・処分します。
9. 出店箇所の清掃を行い、現状回復します。
10. 出店の権利を第三者に譲渡及び貸与しません。
11. 他の出店者とトラブルを起こしません。
12. 広場施設の損傷及び提供する飲食物の食中毒又、販売物品等に起因する損害賠償等については全て責任を持って対処します。
13. 火器を使用する場合は橋本市消防本部予防課に「露店等の開設届出書」を提出します。
14. 火器を使用する場合は業務用消火器(10 型)を準備し、防火対策を適切に行います。
15. 公園管理者が実施するアンケート等に協力します。
16. 自己又は自社の役員・関係者等が、次の各号のいずれにも該当しておりません。
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下この様式において「暴力団」という。)
  - ・暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - ・当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
  - ・暴力団員がその経緯に実質的に関与している者
  - ・自己、自社又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し若しくは関与している者
  - ・暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(署名)

# キッチンカー出店位置 2枠

